

新旧対照表

新

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づく高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する再審査の申請及び事実の申告に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（再審査の申請の期間）

第4条 法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第3項の規定により再審査の申請の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において再審査の申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（補正の命令）

第5条 公安委員会は、法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第23条の規定による補正の命令をするときは、再審査の申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

（執行停止等の通知）

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第25条第2項の規定に基づき執行停止をし、又は法第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条の規定に基づき執行停止を取り消したときは、書面により申請人及び処分庁（再審査の申請の対象となる措置をとった留置業務管理者をいう。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

2 略

（取下げ）

第7条 留置業務管理者は、申請人が法第230条第3項において準用する行政不

旧

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づく高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項を定めるものとする。

（再審査の申請の期間）

第4条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第4項の規定により再審査の申請の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において再審査の申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（補正の命令）

第5条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定による補正の命令をするときは、再審査の申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

（執行停止等の通知）

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第34条第2項の規定に基づき執行停止をし、又は法第230条第3項において準用する行政不服審査法第35条の規定に基づき執行停止を取り消したときは、書面により申請人及び処分庁（再審査の申請の対象となる措置をとった留置業務管理者をいう。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

2 略

（手続の併合又は分離の通知）

第7条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、別記第3号様式による手続併合（分離）通知書により申請人及び処分庁にその旨を通知するものとする。

（取下げ）

第8条 留置業務管理者は、申請人が法第230条第3項において準用する行政不

服審査法第27条第1項の規定に基づき再審査の申請を取り下げを希望する場合は、当該申請人に対し、速やかに別記第3号様式による再審査の申請取下書（以下この条において「再審査の申請取下書」という。）を交付するものとする。

## 2・3 略

（手続の併合又は分離の通知）

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の再審査の申請に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の再審査の申請に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合（分離）通知書により申請人及び処分庁にその旨を通知するものとする。

（裁決書の様式）

第9条 法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第50条第1項の裁決書の様式は、別記第5号様式による裁決書（次条において「裁決書」という。）のとおりとする。

（裁決書の謄本の送達）

第10条 公安委員会は、申請人が処分庁と異なる留置業務管理者が留置業務を管理する留置施設に留置されている場合は、裁決書の謄本を当該異なる留置業務管理者にも送付するものとする。

2 留置業務管理者は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第2項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

（事実の申告の期間）

第12条 法第232条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第18条第3項の規定により事実の申告の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において事実の申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（補正の命令）

第13条 公安委員会は、法第232条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第23条の規定による補正の命令をするときは、事実の申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

服審査法第39条第1項の規定に基づき再審査の申請を取り下げを希望する場合は、当該申請人に対し、速やかに別記第4号様式による再審査の申請取下書（以下この条において「再審査の申請取下書」という。）を交付するものとする。

## 2・3 略

（裁決書の様式）

第9条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第41条第1項の規定による書面の様式は、別記第5号様式による裁決書（次条において「裁決書」という。）のとおりとする。

（裁決書の謄本の送達）

第10条 公安委員会は、申請人が処分庁と異なる留置業務管理者が留置業務を管理する留置施設に留置されている場合は、裁決書の謄本を当該異なる留置業務管理者にも送付するものとする。

2 留置業務管理者は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第2項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

（事実の申告の期間）

第12条 法第232条第3項において準用する行政不服審査法第14条第4項の規定により事実の申告の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において事実の申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（補正の命令）

第13条 公安委員会は、法第232条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定による補正の命令をするときは、事実の申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第14条 公安委員会は、法第232条第3項において準用する行政不服審査法第36

(取下げ)

第14条 留置業務管理者は、申告人が法第232条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき事実の申告を取り下げを希望する場合は、当該申告人に対し、速やかに別記第7号様式による事実の申告取下書（以下この条において「事実の申告取下書」という。）を交付するものとする。

2・3 略

(手続の併合又は分離の通知)

第15条 公安委員会は、法第232条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の事実の申告に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の事実の申告に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合（分離）通知書により申告人及び事実の申告に係る留置業務に従事する職員による行為があった留置施設の留置業務管理者にその旨を通知するものとする。

(確認の結果の通知)

第16条 公安委員会は、事実の申告に係る法第232条第3項において読み替えて準用する法第164条第4項の法第231条第1項に規定する事実の有無について確認したときは、別記第8号様式による通知書により申告人にその結果を通知するものとする。

2 留置業務管理者は、前項の通知書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に当該通知書を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

条の規定に基づき数個の事実の申告を併合し、又は併合された数個の事実の申告を分離したときは、別記第3号様式による手続併合（分離）通知書により申告人及び事実の申告に係る留置業務に従事する職員による行為があった留置施設の留置業務管理者にその旨を通知するものとする。

(取下げ)

第15条 留置業務管理者は、申告人が法第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき事実の申告を取り下げを希望する場合は、当該申告人に対し、速やかに別記第7号様式による事実の申告取下書（以下この条において「事実の申告取下書」という。）を交付するものとする。

2・3 略

(確認の結果の通知)

第16条 公安委員会は、事実の申告に係る法第232条第3項において読み替えて準用する法第164条第4項の法第231条第1項に規定する事実の有無について確認したときは、書面により申告人にその結果を通知するものとする。

2 留置業務管理者は、前項の書面が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に当該書面を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所（留置されている場合は、留置施設が置かれている警察署の名称）

氏名 ㊟

〔申請人が法人その他の団体である場合は、代表者又は管理人の住所又は居所及び職・氏名〕

再審査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請をします。

記

1 再審査の申請に係る審査の申請の裁決の内容

2 再審査の申請に係る審査の申請の裁決があったことを知った年月日  
年 月 日

3 再審査の申請の趣旨及び理由

4 再審査の申請の裁決に係る処分庁の教示の有無及びその内容

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所（留置されている場合は、留置先警察署の名称）

氏名 ㊟

年齢

再審査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請をします。

記

1 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決の内容

2 再審査の申請に係る審査の申請について裁決があったことを知った年月日  
年 月 日

3 再審査の申請の趣旨及び理由

4 再審査の申請の年月日  
年 月 日

第2号様式（第5条、第13条関係）

	第 年	月	号 日
様			
	高知県公安委員会		印
補正命令書			
年 月 日付けであなたからなされた	再審査の申請 事実の申告	については、下記の理由に	
より不適法ですので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第230条第3項 第232条第3項	において	
て読み替えて準用する行政不服審査法第23条の規定により、	年 月 日までに補		
正することを命じます。			
なお、期限までに補正された書面が提出されないときは、	再審査の申請 事実の申告	を却下することがあ	
ります。			
	記		
(不適法な理由)			

第2号様式（第5条、第13条関係）

	第 年	月	号 日
様			
	高知県公安委員会		印
補正命令書			
年 月 日付けであなたからなされた	再審査の申請 事実の申告	については、下記の理由に	
より不適法ですので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第230条第3項 第232条第3項	において	
て準用する行政不服審査法第21条の規定により、	年 月 日までに補正すること		
を命じます。			
なお、期限までに補正された書面が提出されないときは、	再審査の申請 事実の申告	を却下することがあ	
ります。			
	記		
(不適法な理由)			

第3号様式（第7条、第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

手続併合（分離）通知書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項  
第232条第3項 において準用する行政不服

審査法第36条の規定に基づき、下記の再審査の申請を併合した  
事実の申告を分離した ので通知します。

記

（併合し、又は分離した再審査の申請又は事実の申告）

**第3号様式**（第7条関係）

年 月 日
高知県公安委員会 様
氏名 ㊟
再審査の申請取下書
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。
記
1 取り下げる再審査の申請
2 再審査の申請の取下げの理由

**第4号様式**（第8条関係）

年 月 日
高知県公安委員会 様
氏名 ㊟
再審査の申請取下書
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。
記
1 取り下げる再審査の申請
2 再審査の申請の取下げの理由

第4号様式（第8条、第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

手続併合（分離）通知書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項  
第232条第3項において読み替えて準用す

る行政不服審査法第39条の規定に基づき、下記の 再審査の申請 に係る審理手続を 併合した  
事実の申告 分離した ので、

通知します。

記

（審理手続を併合し、又は分離した再審査の申請又は事実の申告）

第5号様式（第9条関係）

		第	号	
<u>裁決書</u>				
<u>1 主文</u>				
<u>2 事案の概要</u>				
<u>3 審理関係人の主張の要旨</u>				
<u>4 理由</u>				
		年	月	日
		高知県公安委員会		印

第5号様式（第9条関係）

		第	号		
<u>裁決書</u>					
様					
年				月	日
付				けでありました再審査の申請について、下記のとおり裁決 します。	
<u>記</u>					
<u>1 主文</u>					
<u>2 理由</u>					
		年	月	日	
		高知県公安委員会委員長		印	

第7号様式 (第14条関係)

年 月 日
高知県公安委員会 様
氏名 ㊟
事実の申告取下書
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告を取り下げます。
記
1 取り下げる事実の申告
2 事実の申告の取下げの理由

第7号様式 (第15条関係)

年 月 日
高知県公安委員会 様
氏名 ㊟
事実の申告取下書
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告を取り下げます。
記
1 取り下げる事実の申告
2 事実の申告の取下げの理由

第8号様式（第16条関係）

第 \_\_\_\_\_ 号

通知書

様

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けでありました事実の申告について、下記のとおり確認しましたので、通知します。

記

1 主文

2 事案の概要

3 審理関係人の主張の要旨

4 理由

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

高知県公安委員会

印